

第4回 健康情報拠点薬局 (仮称)のあり方に関する検討会	山口構成員 提出資料
平成 27 年 8 月 7 日	

第4回健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会 健康づくり支援薬局（仮称）に関する要件について意見

NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長 山口 育子

2015年8月7日に開催される第4回検討会に都合が合わず欠席するため、以下の意見を提出致します。

1. スライド1で、健康づくり支援薬局（仮称）の定義の考え方として、「かかりつけ薬局の基本的な機能を有することが必要ではないか」とございます。この検討会で健康づくり支援薬局について議論するにあたって、保険（調剤）薬局はすべて「かかりつけ薬局」と考えることが前提だったと思います。そのことを踏まえると、健康づくり支援薬局（仮称）がかかりつけ薬局の「基本的な機能」を持つのは当然で、むしろ「かかりつけ薬局としてより充実した機能を持つ」と表現すべきではないでしょうか。
2. しかしながら、現状を考えるとすべての保険（調剤）薬局がかかりつけ薬局としての基本的機能を備えているとは思えません。それだけに、健康づくり支援薬局（仮称）には、ぜひとも地域の薬局のかかりつけ機能のレベルを向上させるリーダー的役割も果たすことを定義に入れることを重ねて求めたいと思います。
3. スライド4の論点について、以下の意見を表明致します。
 - ・かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師が備えるべき機能①の患者の服用歴や現在服用中の薬剤情報等を一元的に管理する、ということに加え、これらの機能を果たすためには患者側の薬局薬剤師の役割の理解を深めることが不可欠だと思います。役割や利用の仕方についての周知を深めることも検討が必要と考えます。
 - ・在宅対応を行える機能を持った保険（調剤）薬局を探す方法について一般的に知られていません。また、例えば各都道府県の医療機能情報の一つとして薬局を検索するサイトを知ったとして、そこで在宅対応を行う薬局を検索したとしても、在宅患者訪問薬剤管理指導の届け出を行っている薬局がヒットするのだと思います。しかし、実際に届け出をしている薬局の約1割しか算定していない（実働していない）実情を考えると、検索した結果得られた情報は在宅対応の実態がない薬局である可能性が大であることが懸念されます。
 - ・③の「かかりつけ医を始めとした医療機関との連携機能」について、何をもって「連携している」と判断し、患者側にどのように知らせるのか具体的な検討が必要と思います。薬局とかかりつけ医が顔の見える関係、横並びの立場で（薬剤師が医師への遠慮を露骨に患者に見せることのない）意見交換している関係づくりがないと本当の意味で連携しているとは言えないと考えます。

以上